

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成30年2月21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年秋田県後期高齢者医
療広域連合規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 予算

第1節 予算の編成（第6条—第11条）

第2節 予算の執行（第12条—第21条）

第3章 収入

第1節 調定（第22条—第28条）

第2節 納入の通知（第29条—第31条）

第3節 収納（第32条—第34条）

第4節 収入の整理等（第35条—第42条）

第4章 支出

第1節 支出負担行為（第43条—第46条）

第2節 支出命令（第47条—第53条）

第3節 支出の特例（第54条—第65条）

第4節 支払の方法（第66条—第71条）

- 第5節 小切手の振出等（第72条—第79条）
- 第6節 支出の整理等（第80条—第81条）
- 第5章 決算（第82条—第85条）
- 第6章 契約
 - 第1節 一般競争入札（第86条—第98条）
 - 第2節 指名競争入札（第99条—第101条）
 - 第3節 随意契約及び競り売り（第102条—第106条）
 - 第4節 契約の締結（第107条—第115条）
 - 第5節 契約の履行（第116条—第121条）
- 第7章 現金及び有価証券
 - 第1節 歳計現金（第122条—第124条）
 - 第2節 有価証券（第125条—第127条）
 - 第3節 歳入歳出外現金等（第128条—第131条）
- 第8章 指定金融機関等
 - 第1節 通則（第132条—第137条）
 - 第2節 収納金（第138条—第143条）
 - 第3節 支払（第144条—第151条）
 - 第4節 公金振替（第152条）
 - 第5節 帳簿等（第153条—第156条）
- 第9章 物品
 - 第1節 通則（第157条—第160条）
 - 第2節 出納及び管理（第161条—第172条）
- 第10章 債権（第173条—第184条）
- 第11章 基金（第185条—第188条）
- 第12章 出納機関（第189条—第193条）
- 第13章 検査及び賠償責任（第194条—第201条）
- 第14章 雑則（第202条—第207条）
- 附則
- 第29条第1項中「又は納付書」を削る。

第32条第5項中「納入通知書等」を「払込書」に改め、同項ただし書中「自己の責任においてこれを保管し、」を削り、同条第6項を削る。

第200条を第207条とし、第196条から第199条までを7条ずつ繰り下げる。

第195条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第202条とする。

第13章を第14章とする。

第12章中第194条を第201条とする。

第193条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第200条とし、第192条を第199条とし、第187条から第191条までを7条ずつ繰り下げる。

第12章を第13章とする。

第11章中第186条を第193条とする。

第185条の見出し中「ぎ」を削り、同条第2項中「事務引継ぎ」を「事務引継」に改め、同条を第192条とする。

第184条第1項中「4」を「5」に改め、同条を第191条とする。

第183条第2項及び第3項中「4」を「5」に改め、同条を第190条とし、第182条を第189条とする。

第11章を第12章とする。

第10章中第181条を第184条とし、同条の次に次の1章を加える。

第11章 基金

(基金の管理者)

第185条 基金の管理に関する事務を所掌する者（以下「基金管理者」という。）は、当該基金の設置の目的に従い、特に必要があると認めて広域連合長が指定するものを除き、各課長とする。

(基金の管理)

第186条 基金管理者は、基金管理簿を備え、次に掲げる事項を整理しておかなければならない。

- (1) 各年度末の基金の額
- (2) 各年度の基金の運用益
- (3) 各年度の基金運用の方法
- (4) 基金を取り崩した額と目的

(5) その他基金の管理に当たって必要な事項

(基金運用状況の報告)

第187条 基金管理者は、基金の毎年3月31日現在の状況について、前条に規定する基金管理簿の写しにより、翌年度の6月15日までに会計管理者に報告するものとする。

(手続の準用)

第188条 基金の管理及び処分の手続については、この規則に定めるもののほか、基金に属する財産の種類に応じ、第3章、第4章、第7章、第8章及び第10章の規定を準用する。

第180条第1項中「第178条」を「第181条」に改め、同条を第183条とし、第179条を第182条とし、第170条から第178条までを3条ずつ繰り下げる。

第9章第2節中第169条を第172条とし、第168条を第171条とし、第167条を第170条とする。

第166条（見出しを含む。）中「標示」を「表示」に改め、同条を第169条とし、第165条を第168条とし、第158条から第164条までを3条ずつ繰り下げる。

第9章第1節中第157条を第160条とし、第156条を第159条とし、第155条を第158条とする。

第154条第2項中「3」を「4」に改め、同条を第157条とする。

第8章第5節中第153条を第156条とし、第150条から第152条までを3条ずつ繰り下げる。

第8章第4節中第149条を第152条とする。

第8章第3節中第148条を第151条とし、第147条を第150条とする。

第146条第2項中「呈示」を「提示」に改め、同条を第149条とし、第145条を第148条とし、第144条を第147条とし、第143条を第146条とする。

第142条中「引き換え」を「引換え」に改め、同条を第145条とする。

第141条第1項中「呈示」を「提示」に改め、同項第4号中「第133条」を「第136条」に改め、同条第2項中「第150条」を「第153条」に改め、同条第3項中「呈示」を「提示」に改め、同条を第144条とする。

第140条第1項中「第135条」を「第138条」に改め、第8章第2節中同条を第143条とし、第139条を第142条とし、第138条を第141条とする。

第137条第2項中「呈示」を「提示」に改め、同条を第140条とし、第136条を第139条とし、第135条を第138条とする。

第8章第1節中第134条を第137条とし、第129条から第133条までを3条ずつ繰り下げる。

第7章第2節中第128条を第131条とし、第127条を第130条とし、第126条を第129条とする。

第125条の表中「け」を削り、「

4 広域連合有価証券	1 出資金証書 2 出捐金証書 3 信託証券 4 預託金証書 5 貸付借用証書 6 株券（その他目的別、種類別）
5 その他	広域連合長が指定する現金及び有価証券

」を「

4 その他	広域連合長が指定する現金及び有価証券
-------	--------------------

」に改め、同条を第128条とする。

第7章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 有価証券

（有価証券の整理区分等）

第125条 会計管理者が保管する有価証券について、別表第3のとおり整理するものとする。

（有価証券の保管等）

第126条 予算執行者は、有価証券を取得したときは、有価証券受入決議書に当該有価証券を添えて会計管理者に送付しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による送付を受けたときは、当該有価証券と照合し、当該有価証券を保管するものとする。

(有価証券の払出し)

第127条 予算執行者は、会計管理者が保管している有価証券の払出しをしようとするときは、有価証券払出決議書を添えて会計管理者に提出しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により有価証券払出決議書を受けたときは、予算執行者に対し有価証券を払出ししなければならない。

別表第4中「第183条」を「第190条」に、「第184条」を「第191条」に改め、同表各課の項委任事項の欄中「前項に定めるもののほか、」を「現金及び有価証券（公有財産及び基金に属するものを含む。）の出納及び保管。並びに」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3中「第154条」を「第157条」に改め、同表中「標示」を「表示」に、「一度」を「一たび」に改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第125条関係）

有価証券分類表

目次	
番号	種類
1	出資金証書
2	出損金証書
3	信託証券
4	預託金証書
5	貸付借用証書
6	株券（その他目的別、種類別）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。